訪問介護インセンティブ事業 事業の内容と参加事業所の流れについて

事業の内容

参加事業所数

30 事業所(先着順) ※ 参加する事業所は、事業の対象となる利用者様の選定が必要です。

事業の対象となる利用者様

- ・ 1事業所あたり5名を選定ください。
- ・ 利用者様は事業参加に同意していただける方であればどなたでも構いません。
- ・ また、参加事業所が明確な課題を感じている方に限らず、状態維持や予防を心掛けた い方などさまざまな利用者様を事業の対象とすることができます。
 - ※ 必要に応じて担当ケアマネジャーへのご報告・ご相談をお願いします。

取組の内容

本事業で参加事業所が取り組む内容は以下の(1)~(3)です。表彰の対象となるには全ての内容に取り組む必要があります。

(1) 専門職との連携(同行訪問)

事業の対象となる利用者様ごとに、市が派遣する「理学療法士又は作業療法士(年2回)」及び「歯科衛生士又は管理栄養士(年1回)」とサービス提供時の同行訪問をお願いします。(一人の利用者様につき合計年3回となります。)

<u>歯科衛生士又は管理栄養士との同行訪問は、利用者様ごとにどちらの職種と訪問す</u>るかを選ぶこととなりますが、希望すれば両方の職種と同行訪問することも可能です。

理学療法士又は作業療法士は、訪問時に利用者様の状態像を BI(バーセルインデックス)という指標を用いて測定します。

(2) 訪問介護計画の見直し

専門職との同行訪問後は専門職からのアドバイスを参考に訪問介護計画の見直しを行ってください。見直した結果、変更がなくても構いません。

見直しは各専門職との同行訪問ごとに行ってください。

(3) 研修会への参加(参加方法:現地 又は Zoom)

岡山市が主催する研修会に1回参加してください。研修会は同内容で複数回行いますので、ご都合の良い回にご参加ください。開催は10月頃の予定としています。 (研修については後日改めてご案内します。事業所でどなたか1名ご参加ください。)

表彰·奨励金

取組の内容(1)~(3)を全て行った事業所は、<u>表彰事業所</u>として市から表彰状が交付されます。

また、<u>表彰事業所</u>の中で、利用者の状態像が特に維持・改善度が高かった上位 10 事業 所には、表彰式の場で市長から直接**表彰状と奨励金(10 万円)**が交付されます。

参加事業所の流れ(前半)

①事業への参加申請 | ※ 5月9日まで(遅れる場合はご相談ください)

- ・ 事業の対象となる利用者様(5名)を記載した参加申請書を市に提出します。
- ・参加申請書の「希望専門職(歯科/栄養)」の欄には、<u>利用者様ごとに歯科衛生士又は</u> 管理栄養士の中から、同行訪問を希望する職種を記載します。
- ・ 利用者様の選定にあたっては、専門職が同行訪問する旨を説明して同意書を取得しておきます。(同意書の様式は添付資料を使用し、原本は後日市に送付します。)
 - ※ 利用者様に説明いただく際には、必要に応じて「訪問介護インセンティブ事業についてのお知らせとお願い」をご活用ください。
- ・ 必要に応じて利用者様の参加を担当ケアマネジャーに報告します。

②訪問前の連絡調整 ※ 5月下旬~6月上旬

- ・ 担当の各専門職から事業所に連絡(電話やメール)があるので、<u>利用者情報(氏名、住所、主たる疾患や既往歴など)の共有</u>や、実際に訪問する日時や行き方、駐車場の場所等の確認をします。
 - ※ 利用者情報の共有は、参加事業所が前もって市に行うことができます。この場合、 共有した情報は市から各専門職に提供されるため、参加事業所が担当の専門職と やりとりする手間を減らすことができます。
- ※ 同行訪問する専門職は、ご利用者様の訪問日程を参考に予定の合う方を岡山市が 割り振っています。日程調整等でうまくいかない場合がございましたら、岡山市 (086-803-1638)までお気軽にご相談ください。

③利用者宅への同行訪問(理学療法士又は作業療法士(1回目)) ※ 6~8月

- · 訪問介護のサービス提供時に**理学療法士**又は**作業療法士**と同行訪問します。
- ・ サービス提供終了後、サービス提供時に気をつける点や、内容等について、専門職からアドバイスを受けます。(専門職への質問も可能です。)
- ※ 受けたアドバイスは事業所内での共有をお願いします。

④同行訪問後の訪問介護計画見直し ※ ③終了後適宜

- 専門職からのアドバイスを踏まえ、訪問介護計画を見直します。
 - ※ 見直した結果、変更がなくても構いません。

⑤利用者宅への同行訪問(歯科衛生士又は管理栄養士) ※ 6~12月

- · 訪問介護のサービス提供時に歯科衛生士又は管理栄養士と同行訪問します。
- ・ サービス提供終了後の流れや同訪問介護計画の見直しは③、④と同様に行います。

⑥研修参加 | ※10 月

・ 市が主催する研修会に参加します。

参加事業所の流れ(後半)

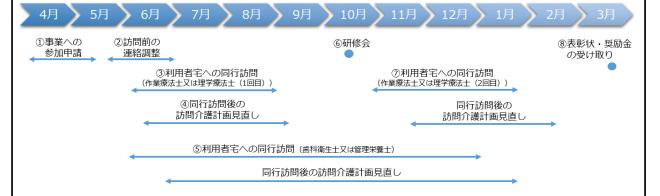
⑦利用者宅への同行訪問(理学療法士又は作業療法士(2回目)) ※ 11~1月

- · 訪問介護のサービス提供時に理学療法士又は作業療法士と同行訪問します。
 - ※ 理学療法士又は作業療法士との同行訪問は、間隔を概ね4か月以上空けることが望ましいですが、利用者の諸事情により空けられない場合も問題ありません。
- ・ サービス提供終了後の流れや訪問介護計画の見直しは③、④と同様に行います。

⑧表彰状・奨励金の受け取り ※3月下旬

- ・ 年間を通じて事業に参加した事業所は、<u>表彰事業所</u>として市から表彰状を受け取りま す。
- ・ さらにその中から上位事業所となった場合、2月末ごろに市から連絡を受け、3月末 の市長表彰式にて表彰状と奨励金(10万円)の交付を受けます。

【参考】年間スケジュール



事業全体の流れ図



R2

R元 16

12

15

13

R5

R4

6月-1月 専門職との同行訪問

● <u>事業対象者ごとにア、イの専門職と同行訪問</u>し、その後に訪問介護計画を見直します。(見直した結果、変更なしもOK)

ア. 理学療法士 又は作業療法士 (年2回)

- ・ 訪問回数は年2回 (①6月~8月、②11月~翌年1月)
- ・専門職は<u>利用者像をBI(バーセルインデックス)で点数化して 前後の比較から利用者の状態維持・改善度合いを測ります</u>。

イ. 歯科衛生士 又は管理栄養士 (年1回)

- 訪問回数は年1回(6月~12月)
- 事業所の希望に応じて、1人の事業対象者に歯科衛生士、 管理栄養士の両方が同行訪問できます。

研修会参加(年1回)市主催の研修会(内容:利用者の自立支援)に参加します。研修会は同じ内容で複数回行う他、Zoom参加も可能です。

3月 表彰状 奨励金 (インセンティブ)

●「専門職との同行 訪問」や「組んだ指標 達成事業所の中 ら、利用者の状態 維持・改善度合い に応じて表彰事 所を選定します。

